

令和3年8月前線による大雨災害に関する会長談話

令和3年8月11日からの記録的な大雨により、河川氾濫や内水氾濫による大規模な浸水、土砂災害などが全国各地で発生しました。死傷者は多数にのぼり、住家や農地をはじめとした物的被害も甚大であり、今もなお大勢の方々が避難生活を余儀なくされている状況にあります。

この災害によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様方と、そのご家族の方々に心よりお見舞いを申し上げます。

長野県内においても、土砂災害の発生は30ヶ所にのぼり、岡谷市で発生した土石流災害では3名の尊い命が失われました。また、8月24日現在、南信地域を中心に、全壊6世帯をはじめとして416世帯の住家被害が確認されており、今なお調査中の案件も多数あり、被害世帯数は更に増加する見通しです。

長野県内では、一昨年の東日本台風において、死者23名（災害関連死を含む）・住家被害約9300世帯という甚大な被害を受け、その復興も道半ばのなかで、昨年の令和2年7月豪雨災害、そして今回の大雨災害と、災害の被害が続いており、被災者の皆様のご心痛、ご労苦は察するに余りあります。

長野県弁護士会は、今回の大雨災害による県内被災者の皆様に対し、急ぎ無料電話相談体制を整え、既にその運用も開始したほか、災害ADRの適用対象としたところです。また、長野県との連携により、県内全ての市町村の防災担当者のもとにいち早く情報提供できる体制を活用して、長野県弁護士会が提供する被災者支援情報を、被災地へお届けしています。

当会は、東日本台風からの復興にあたっては、長野県、被災市町村、他士業団体、ボランティア団体等と積極的に連携協力し、被災者支援活動を展開してきました。電話無料相談や被災地での相談対応等の活動は今も継続しているところではありますが、今回の大雨災害に対しても、当会は、過去の被災者支援活動で培ってきた経験を活かし、被災された皆様方の生活再建のために、積極的に支援をしていく所存です。

2021年（令和3年）8月25日

長野県弁護士会

会長 久保田明雄